「動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部改正案についての意見・情報の募集」の結果について

令和８年３月24日
農　林　水　産　省

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第83条の４第１項の規定に基づき、ケトプロフェンを有効成分とする注射剤並びに、鉄及びトルトラズリルを有効成分とする配合剤たる注射剤（１mL当たり鉄133.4mg以下及びトルトラズリル30mg以下を含有するものに限る。）の使用者が遵守すべき基準を設定することについて、令和７年12月２日から令和７年12月31日までの期間、e-Govへの掲載等を通じて、広く国民の皆様から意見・情報の募集を行いました。

その結果、募集期間において、当該案に対する意見は２件寄せられ、それに対する回答を別紙のとおり取りまとめました。

このことから、公表した案のとおり、動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令（平成25年農林水産省令第44号）の一部を改正することとしましたのでお知らせいたします。

（問合せ先）
消費・安全局畜水産安全管理課
電話：03-3502-8111（内線 4538）